

仕 様 書

1 業務名称

第 53 回生野まつり行事保険業務委託

2 行事内容

行 事 名：第 53 回生野まつり

開 催 日：令和 8 年 10 月 18 日（日）午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分

場 所：巽公園

内 容：生野区民等が交流し、ふれあいの輪を広げ、楽しく笑顔で 1 日を過ごすことのできるよう、出展ブース（飲食店・縁日）や屋外ステージ（音楽・舞踊等）を実施する。

来場者数：10,000 人

主 催：生野区役所・生野まつり実行委員会

3 補償内容

（1）賠償責任保険

身体賠償・生産物賠償 1 名 1 億円、1 事故 5 億円（限度額）

財物賠償 1 事故 1 億円（限度額）

保管物賠償 1 保険契約期間 500 万円（限度額）

※生野まつり来場者及びブース出展者が、参加中の過失により当該事業の参加者又は第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故を補償すること。

※上記にかかわらず次に掲げる事故は適用除外として構わない。ただし、下記の適用除外については保険の約款の記載内容を優先する。

ア 来場者及びブース出展者の故意によるもの

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによるもの

ウ 地震、噴火又は津波等の天災によるもの

エ 市民ボランティアが占有、使用、又は管理をする車両（人力によるものを除く）によるもの

オ 施設の建設、改築、改造又は修理等の工事によるもの

カ 同居の親族に対するもの

（2）傷害保険

死 亡 1 名 500 万円

後遺障害 1 名 15 万～500 万円

入 院 1 日 3,000 円

通 院 1 日 2,000 円

※ 舞台出演者の演技中の急激かつ偶然な外来の事故により死亡または負傷した事故を補償すること。また、巽公園と舞台出演者との通常経路による移動中の事故及び熱中症・細菌性食中毒を含むこと。

※ 上記にかかわらず次に掲げる事故は適用除外として構わない。ただし、下記の適用除外については保険の約款の記載内容を優先する。

- ア 市民ボランティアの故意によるもの
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによるもの
- ウ 地震、噴火又は津波等の天災によるもの
- エ 市民ボランティアの自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの
- オ 市民ボランティアの無資格運転又は酒酔い運転によるもの
- カ 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの
- キ 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）又は腰痛
- ク 公務災害補償の適用を受けるもの

4 対象者

- (1) 賠償責任保険
来場者及びブース出展者 10,000 人
- (2) 傷害保険
生野まつり舞台出演者 450 人

5 保険契約期間

- (1) 賠償責任保険
令和8年10月16日（金）～令和8年10月25日（日）
- (2) 傷害保険
令和8年10月18日（日）

6 契約方法等

契約方法は、本市が保険会社指定の保険契約申込書にて申込を行い、保険会社からの承諾の旨の通知をもって契約の成立とする。本契約の履行に際し、本仕様書及び本契約に係る約款、特約条項等に定めのない事項に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。なお、本保険契約に係る約款、特約条項等については、保険法及び保険業法等の法令を遵守したものであること。また保険業法の定めにより金融庁の審査に基づいたものを使用すること

7 担当

生野区役所地域まちづくり課
担当者：川浪、中西、中村
電 話：06-6715-9734

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。